

令和5年度全国厚生労働関係部局長会議資料 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

目 次

I.統計関係

- 令和6年度政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）事業計画（統計関係）・・・3
- 令和6年度実施の主な厚生統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 令和6年度実施の主な労働統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 福祉行政報告例の適切な報告について（依頼）・・・・・・・・・・10
- 統計調査の調査票情報等の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 調査票情報の二次利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

II.その他参考資料

- 令和6年度政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）歳出予算案の概要・・・14
- 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）施策照会先一覧・・・・・・・・・・15



I .統計関係



令和6年度政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）事業計画（統計関係）

※ 統計調査については、令和6年能登半島地震による被害地域の状況等を確認し、自治体の御負担に配慮しつつ、調査実施の可否を判断して参りますので、よろしくお願いいたします。

	事業名		
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	労働統計関係
令和6年 2月下旬 ～3月	全国厚生統計主管課担当者会議		
5月上旬 5月 6月	国民生活基礎調査(世帯票)	定期的提供(令和4年社会福祉施設等調査) 第14回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児) 国民生活基礎調査等全国事務打合せ会議(動画配信)	労使関係総合調査等に関する事務打合せ会議 毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議 雇用動向調査(上半期)
6月下旬 7月上旬	定期的提供(令和4年度地域保健・健康増進事業報告)	定期的提供(令和4年介護サービス施設・事業所調査) 国民生活基礎調査(所得票)	労働組合基礎調査 労使コミュニケーション調査 賃金構造基本統計調査 賃金引上げ等の実態に関する調査 毎月勤労統計調査(特別調査)
7月下旬 8月 10月上旬	定期的提供(令和5年人口動態調査)	社会医療診療行為別統計	雇用の構造に関する実態調査 (就業形態の多様化に関する総合実態調査)
10月		社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査	
11月～7年1月 11月	厚生労働統計地区別講習会(動画配信) 第13回21世紀成年人縦断調査(平成24年成年人) 第20回中高年者縦断調査		労働安全衛生調査(実態調査)
12月	医師・歯科医師・薬剤師統計	全国統計大会	雇用動向調査(下半期)
令和7年 1月			労働災害動向調査(事業所調査) 労働災害動向調査(総合工事業調査) 就労条件総合調査
2月下旬 ～3月	全国厚生統計主管課担当者会議		
3月下旬	定期的提供(令和5年医療施設(静態・動態)調査・病院報告)		

(注1) 上記のほか、年間を通じて実施する調査等として、厚生統計調査等では人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例、介護給付費等実態統計、労働統計調査では毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)、労働争議統計調査、労働経済動向調査がある。

(注2) 地方公共団体に協力を依頼している調査については、太字下線としている。


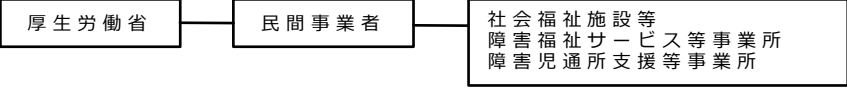

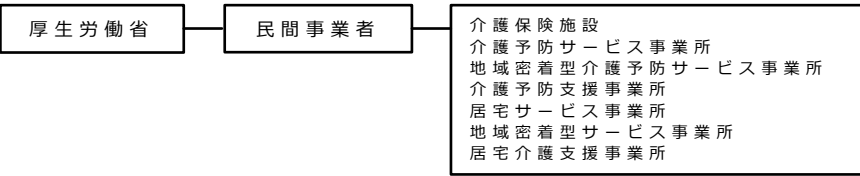
令和6年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
<p>人口動態調査</p>	<p>○調査内容 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の状況について、性・年齢・地域別等に把握 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を把握</p> <p>○調査時期：毎月</p> <p>○調査方法 オンライン調査、郵送調査</p> <p>(調査経路)</p> <p>市 区 町村 ——— 保 健 所 ——— 都 道 府 県 ——— 厚生労働省</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 保健所を 設置する市・特別区 ─┘</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口推計（総務省）、将来推計人口（厚生労働省）、生命表（厚生労働省）などの他統計で利用 厚生労働白書、自殺対策白書、高齢社会白書、男女共同参画白書等各種白書作成のために利用 国際連合「人口統計年鑑」、経済協力開発機構「ヘルスデータ」等国际比較のために利用（出生数・合計特殊出生率・死亡数・死因等） 健康日本21（第三次）の数値目標の設定や達成状況の把握などのために利用（75歳未満のがんの年齢調整死亡率、脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率、自殺による死亡率、低出生体重児の割合）
<p>医療施設調査</p>	<p>○調査内容 病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握</p> <p>○調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 静態調査：3年周期（10月1日現在）（次回は令和8年実施予定） 動態調査：毎月（開設・変更等のあった都度） <p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 静態調査：オンライン調査・郵送調査 動態調査：オンライン調査 <p>(調査経路)</p> <p>静態調査：厚生労働省 — 都道府県 ——— 保健所 — 医療施設</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 保健所設置市 ・特別区 ─┘</p> <p>動態調査：厚生労働省 — 都道府県 ——— 病院・診療所</p> <p style="margin-left: 100px;">└─ 指定都市 ——— 病院・診療所 保健所設置市（指定都市を除く） — 診療所 ・特別区 ─┘</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会・検討会等の基礎資料として利用（社会保障審議会医療保険部会、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会、医療計画の見直し等に関する検討会等） 診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用 患者調査、受療行動調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供 都道府県で策定する医療計画のための基礎資料として利用 最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成の基礎資料として利用

令和6年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
<p>国民生活基礎調査</p>	<p>○調査内容 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に把握</p> <p>○調査時期 毎年：6月 世帯票（大規模調査は健康票、介護票も調査） 7月 所得票（大規模調査は貯蓄票も調査）</p> <p>※ 3年ごとに大規模調査を実施しており、2024（令和6）年は簡易調査の実施年</p> <p>○調査方法 調査員調査、オンライン調査</p> <p>※ 調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難な世帯については、郵送回収とする。</p> <p>（調査経路）</p> <p>①調査票の配布</p> <p>ア 世帯票（大規模調査は健康票、介護票も同様） 厚生労働省 — 都道府県 ———— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <p style="margin-left: 40px;">└ 保健所設置市 ─┘</p> <p style="margin-left: 40px;">特 別 区</p> <p>イ 所得票（大規模調査は貯蓄票も同様） 厚生労働省 — 都道府県 ———— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <p style="margin-left: 40px;">└ 市・特別区及び福祉 ─┘</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所を設置する町村</p> <p>②調査票の収集</p> <p>ア 世帯票（大規模調査は健康票、介護票も同様） 厚生労働省 — 都道府県 ———— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; width: fit-content;"> <p style="margin-left: 20px;">└ 保健所設置市 ─┘ └ 政府統計共同利用システム ─┘</p> <p style="margin-left: 40px;">特 別 区 による提出の場合</p> <p style="margin-left: 40px;">郵送調査の場合</p> </div> <p>イ 所得票（大規模調査は貯蓄票も同様） 厚生労働省 — 都道府県 ———— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; width: fit-content;"> <p style="margin-left: 20px;">└ 市・特別区及び福祉 ─┘ └ 政府統計共同利用システム ─┘</p> <p style="margin-left: 40px;">事務所を設置する町村 による提出の場合</p> <p style="margin-left: 40px;">郵送調査の場合</p> </div>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども大綱における指標として利用（こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率） ・ 低所得者対策の基礎資料として利用（相対的貧困率） ・ 健康日本21（第三次）の評価指標として利用（がん検診の受診率、足腰に痛みのある高齢者の割合、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合等） ・ 第4期がん対策推進基本計画の評価指標として利用（がん検診の受診率） ・ 男女共同参画推進基本計画（第5次）の成果目標として利用（子宮頸がん検診、乳がん検診受診率） ・ 循環器病対策推進基本計画の基礎資料として利用（介護が必要となった主な原因の脳血管疾患と心疾患の割合）

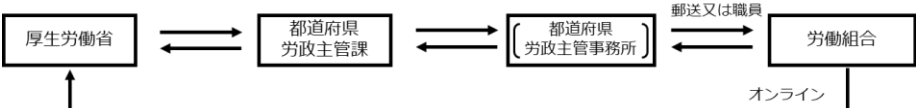
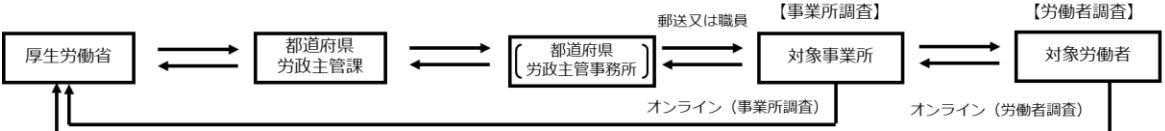
令和6年度実施の主な厚生統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
社会福祉施設等調査	<p>○調査内容 全国の社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 基本票：オンライン調査 詳細票：郵送調査、オンライン調査</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票</p>  <p>詳細票</p> 	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会や検討会の基礎資料として利用（社会保障審議会障害者部会、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム、こども家庭庁こども家庭審議会のうち基本政策部会やこどもの居場所部会等） ・白書等の作成に利用（厚生労働白書、障害者白書、首都圏白書、防災基本計画等） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策、障害福祉サービス報酬改定を検討する際の基礎資料として利用（従事者数） ・保育士確保対策等の基礎資料として利用（従事者数） ・持続可能な開発目標（SDGs）のグローバル指標のデータソースに利用（保育所利用者数）
介護サービス施設・事業所調査	<p>○調査内容 全国の介護保険施設・介護サービス事業所の数、定員、サービスの提供状況及び従事者数等を把握</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 基本票：オンライン調査 詳細票：郵送調査、オンライン調査</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票</p>  <p>詳細票</p> 	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の基礎資料として利用（社会保障審議会のうち介護保険部会や介護給付費分科会、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師等確保基本指針検討部会等） ・介護報酬改定に係る基礎資料 ・介護人材確保の取組に向けた介護職員の必要数推計の基礎資料 ・高齢社会対策大綱の指標に利用（介護職員数） ・介護保険事業（支援）計画等の策定等を支援するための「地域包括ケア「見える化」システム」掲載の指標に利用（施設・事業所数、従事者数） ・医療計画の策定等を支援するための「医療計画作成支援データブック」掲載の指標に利用（事業所数、従事者数）

令和6年度実施の主な労働統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
<p>毎月勤労統計調査 (全国調査、地方調査、特別調査)</p>	<p>○調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国調査及び地方調査： 常用労働者を5人以上雇用する事業所における雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を把握 特別調査： 常用労働者1人以上4人以下の事業所における雇用、給与及び労働時間について、毎年7月の状況を把握 <p>○調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国調査及び地方調査：毎月 特別調査：8月1日～9月10日 <p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国調査及び地方調査（常用労働者を30人以上雇用する事業所） 郵送調査、オンライン調査 <p>(調査経路)</p> <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B -- 郵送 --> C[対象事業所] C -- オンライン --> B </pre> <ul style="list-style-type: none"> 全国調査及び地方調査（常用労働者を5人以上30人未満雇用する事業所） 調査員調査、オンライン調査※1 <p>(調査経路)</p> <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B <--> C[統計調査員] C -- 訪問 --> D[対象事業所] D -- オンライン --> C </pre> <p>※1 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別調査（常用労働者を1人以上5人未満雇用する事業所） 調査員調査※2 <p>(調査経路)</p> <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B <--> C[統計調査員] C -- 訪問 --> D[対象事業所] </pre> <p>※2 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送・オンライン調査が可能（令和3年～）</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、きまって支給する給与を利用 月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額の前年同月比等を利用

令和6年度実施の主な労働統計調査

調査名	調査内容・調査方法等	利活用例
労使関係総合調査 (労働組合基礎調査、実態調査)	<p>○調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合基礎調査： 労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況を把握 実態調査（労使コミュニケーション調査）※1： 労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を把握 <p>○調査時期 毎年7月</p> <p>○調査方法 郵送調査、オンライン調査、職員調査※2 ※2 都道府県労政主管課又は都道府県労政主管事務所の職員</p> <p>(調査経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合基礎調査  <ul style="list-style-type: none"> 労使コミュニケーション調査 	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合法、労働関係調整法等に基づく業務を行う上での基礎資料として利用 I L O（国際労働機関）への数値提供 厚生労働白書（社会の実態や厚生労働省の施策について国民に周知する刊行物）において、「安定した労使関係の形成等」として定期的に使用
労働争議統計調査	<p>○調査内容 我が国における労働争議の状況を調査</p> <p>○調査時期 毎月</p> <p>○調査方法 郵送調査、オンライン調査</p> <p>(調査経路) 厚生労働省 — 都道府県労政主管課</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の委員会・懇談会における議論の基礎資料としての利用 I L O（国際労働機関）への数値提供 厚生労働白書（社会の実態や厚生労働省の施策について国民に周知する刊行物）において、「安定した労使関係の形成等」として定期的に使用

福祉行政報告例の適切な報告について（依頼）

【背景】

- 福祉行政報告例で把握している児童虐待相談対応件数に関して、一部の地方自治体において当省から示す記入要領に従って報告をしていない実態があるとの報道を受け、令和5年11月にその実態を把握するためのアンケートを実施しました。
- その結果、「記入要領どおりに報告できていない(可能性も含む)」と回答があった地方自治体があり、その理由として「今までの慣例で報告していたため」「記入要領が分かりにくかったため」「記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため」などの回答がありました。

【依頼事項】

- 公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であり、公的統計が社会の重要な情報基盤として、社会の様々な利用者の適切な意思決定に用いられていることを認識いただき、統計に対する意識を改め、当省から示した記入要領（記入要領に関する解説書や質疑応答集を含む）どおりに適切に調査に回答していただきたい。
- 品質が保証された統計は、調査に御協力いただく報告者と連携し、日々改善に向け取り組むことによって作成されるものであるため、調査に疑義等がある場合は、必ず問い合わせください。
- 当省から依頼する数値の訂正依頼等について適切に対応いただきたい。

【正しく調査が行われないことについて地方自治体が受ける影響】

- 福祉行政報告例の数値は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令17号）において、虐待関係を始め、多くの福祉分野で算定の根拠として位置づけられています。
- 調査の適切な実施は、EBPMに基づく適切な行政事務の基盤であり、こうした利活用に支障を来します。

【調査の位置づけ】

- 福祉行政報告例は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく公的統計であり、一般統計調査として承認され実施しています。
 - 公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と定義（法第1条）されており、その正確性が重要です。
- ※ 記入要領どおりに回答しない実態は、統計法の目的に反するものです。

統計調査の調査票情報等の適正な管理

○調査票情報等の漏えい等事故が発生した場合の対応

- 地方公共団体において、国が実施する統計調査の調査票情報等(※)の漏えい等事故（紛失や誤廃棄を含む。）が発生した場合、速やかに当省の調査担当課室へ事案内容（事故の概要、経緯、対応状況等）を報告してください。

(※) 調査票原票のほか、調査対象名簿など調査対象の識別が可能な書類も含まれます。

- 漏えい等事故については、統計法令及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、当省から総務省へ報告を行う必要がありますので、事案内容の報告については遺漏なきようお願いいたします。

ガイドラインは、調査票情報等を取り扱う全ての者が遵守すべきものです。近年、オンライン回答情報（ID・PW）の誤配布、調査票や調査関係書類の紛失といった事故が多くなっていますので、地方公共団体の御担当者におかれましては、ガイドラインに基づき、調査票情報等の適正管理及び漏えい等事故防止のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

【参考】ガイドライン掲載先 https://www.soumu.go.jp/main_content/000806279.pdf（総務省HP）

調査票情報の二次利用について

政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で実施した統計調査については、調査結果を公表後、地方公共団体において

①統計の作成

②統計的研究（誤差計算や回帰分析など）

③統計を作成するための調査に係る名簿の作成

を行う場合であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている場合には、統計法第33条第1項第1号の規定に基づき 手続を行うことで、調査票情報の二次利用が可能です。

報告者負担を軽減するため、地方公共団体が当局で調査した項目との重複を排除して調査を実施し、統計を作成する際に当該項目を利用する場合もこの制度の対象となります。

利用を希望される場合は、事前相談対応窓口（政策統括官付参事官付審査解析室）までお問い合わせください。

二次利用の申出の際に必要な申出書の記載例をHPに掲載しております。必要書類をご確認の上、ご相談ください。

申出書記載例、手続全体の流れ：https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/newpage_29379.html

事前相談窓口： 政策統括官付参事官付審査解析室
03-5253-1111 内線7347（厚生関係） 内線7384（労働関係）

メールアドレス：mokutekigai@mhlw.go.jp

保健所で保存している出生小票又は死亡小票（人口動態調査に係る調査票情報）を利用する場合も、必要な手続を行ったうえでご利用ください。

また、保健所において、小票の提供、閲覧を求められた場合は、必ず厚生労働省の承諾を得ているか、書類を確認の上、対応してください。

Ⅱ. その他参考資料

令和6年度政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）歳出予算案の概要

1. 予算案概要

（単位：千円）

	令和5年度 予算額	令和6年度 予算案	対前年度比
政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）（※1）	12,503,747	12,858,697	354,950（ 2.8%）

厚生労働省 所管	6,252,411	6,528,610	276,199（ 4.4%）
一般会計	4,588,024	4,431,274	▲ 156,750（▲ 3.4%）
労働保険特別会計	1,664,387	2,097,336	432,949（ 26.0%）
（参考）			
統計調査関係経費	4,413,755	4,303,197	▲ 110,558（▲ 2.5%）
行政情報化関係経費	1,818,461	2,209,607	391,146（ 21.5%）

デジタル庁 所管（※2）	6,251,336	6,330,087	78,751（ 1.3%）
○ デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム	4,974,246	4,041,545	▲ 932,701（▲ 18.8%）
○ 各府省システム	1,277,090	2,288,542	1,011,452（ 79.2%）

（※1）予算額については、令和5年7月4日付の組織再編により大臣官房に移管された情報化担当参事官室の予算を除いた金額となっている。

（※2）情報システムに関する予算は、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムについては令和3年度より、各府省システムについては令和4年度より、デジタル庁所管として要求することとなった。

2. 主な事業内容・システム

（厚生労働省所管）

- 統計調査関係経費
 - ・社会福祉施設等調査（精密調査）の実施 等
- 行政情報化関係経費
 - ・情報セキュリティ監査、CSIRT業務の支援事業 等

（デジタル庁所管）

- デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム
 - ・厚生労働省LANシステム、厚生労働省統合ネットワークシステム
- 各府省システム
 - ・厚生労働省HP、厚生労働省統計処理システム 等

政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）施策照会先一覧

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
人口動態調査 (4頁)	人口動態・保健社会統計室	企画指導係	藏本 淳	7466
医療施設調査 (4頁)	保健統計室	医療施設統計第一係	長澤 由香里	7520
病院報告 (5頁)	保健統計室	医療施設統計第二係	佐々木 美果	7522
国民生活基礎調査 (6頁)	世帯統計室	(世帯票) 国民生活基礎統計第一係	中村 文弥	7587
		(所得票) 国民生活基礎統計第二係	竹田 優	7588
社会福祉施設等調査 (7頁)	社会統計室	社会福祉施設統計係	沼田 俊	7552
介護サービス施設・事業所調査 (7頁)	社会統計室	介護統計第一係	小森 啓子	7567
毎月勤労統計調査 (8頁)	雇用・賃金福祉統計室	毎勤調整係・企画調整係	境谷 秀作	7794
労使関係総合調査 (9頁)	雇用・賃金福祉統計室	(労働組合基礎調査) 労使関係第一係	伊藤 聡子	7665
		(労使コミュニケーション調査) 労使関係第二係	野田 玲子	7667
労働争議統計調査 (9頁)	雇用・賃金福祉統計室	労使関係第二係	野田 玲子	7667
福祉行政報告例の適切な報告について (10頁)	行政報告統計室	-	前原 正男	7510
統計調査の調査票情報等の適正な管理 (11頁)	統計企画調整室	登録データ係	田儀 庸子	7410
調査票情報の二次利用について (12頁)	審査解析室	統計審査第一係(厚生関係)	関野 朋子	7347
		統計審査第二係(労働関係)	鈴木 光子	7384
令和6年度政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)歳出予算案の概要 (14頁)	統計・情報総務室	予算第一係	伊藤 俊之	7336